

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日の翌
日（日、日、日、日）
行当そ

目次

- ◇告示 境港管理組合の職員の研修に関する事務の一部の委託
健康保険法による保険医療機関の指定肥料の登録の有効期間
の更新
- 小売販売業者甲の業者登録を行なう必要がある区域の指定
定期種畜検査の実施
- 種畜証明書の有効期間の延長
- 土地改良区の役員の就退任
- ”
- ”
- ”
- 土地の用途廃止
- ”
- ”
- ”
- ◇公告 理容師試験及び美容師試験の実施

告示

鳥取県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、次の規約により境港管理組合の職員の研修に関する事務の一部の委託を受けたので、同法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の一部の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 境港管理組合（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担及び予算の執行）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聞いたうえ、境港管理組合の管理者（以下「組合の管理者」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、委託事務に要する経費の見積書及び研修計画書を組合の管理者に送付するものとする。

る。

第三条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、鳥取県の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、

知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後すみやかに組合の管理者に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第五条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三

条第五項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を組合の管理者に通知するものとする。

(連絡会議)

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に応じて組合の管理者と連絡会議を開くものとする。ただし、組合の管理者の申出がある場合においても連絡会議を開くことができる。

(条例改正の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部若しくは一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 組合の管理者は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するこの条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

鳥取県告示第二百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 氏 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
加藤整形 外科医院	鳥取市片原 二丁目二二	整形外科、 理学診療所	加藤泰弘	昭和四十二年 三月二十五日	乙表 点数表
菊川医院	境港市 上道町一八九四	整形外科、 産婦人科	菊川秀親	"	"
中下医院	" 朝日町九三番地	皮膚科、泌 尿器科、外	中下静夫	" 三十一日	"
上田医院	東伯郡 浦安	小内 科、 小兒科	上田良雄	"	"

鳥取県告示第二百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第二七三 号	北条水稲複合 肥料苗代一号	アンモニヤ性窒素 可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 水溶性加里 六・九 七・九 六・三 九・八	東伯郡北条町弓原三三四 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴信雄
鳥取県 第二七四 号	北条水稲複合 肥料苗代二号	窒素全量 うちアンモニヤ性窒素 りん酸全量 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里 三・〇 二・八 五・六 五・五 四・四 八・四 八・三	東伯郡北条町弓原三三四 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴信雄
鳥取県 第三二八 号	北条水稲複合 肥料稲五号	窒素全量 うちアンモニヤ性窒素 りん酸全量 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里 九・〇 八・七 六・二 六・〇 四・九 六・五 六・四	東伯郡北条町弓原三三四 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴信雄

鳥取県告示第二百六十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十九条第一項第六号の規定に基づき、小売販売業者甲の業者登録を行なう必要がある区域を次のとおり指定するので、同規則第二十二條の五第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市下味野、朝月、上味野、竹生、向国安、源太

鳥取県告示第二百六十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項本文に規定する昭和四十二年年度の定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年年度定期種畜検査日程

検査日時	検査場所	家畜の種類
第一次 五月十三日 午前九時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場	乳牛、和牛、馬、豚、めん羊、山羊
第二次 五月十六日 午前九時から	気高郡気高町浜村 浜村家畜検査場	豚、めん羊、山羊

午後一時から	五月二十日 午前九時から	午後三時から	午後一時から	五月十九日 午前九時から	午後一時から	五月十八日 午前九時から	午後二時から	五月十七日 午前九時から	午後一時から	五月十六日 午前九時三十分から	五月十五日 午前九時から	五月十四日 午前九時三十分から
午後一時から	五月二十三日 午前九時から	午後三時から	午後一時から	五月二十二日 午前九時から	午後一時から	五月二十一日 午前九時から	午後二時から	五月二十日 午前九時から	午後一時から	五月十九日 午前九時三十分から	五月十八日 午前九時から	五月十七日 午前九時三十分から
生山 " 日南町生山	根雨 " 日野町根雨	江尾 " 江府町江尾	日野郡溝口町溝口	岸本 " 岸本町岸本	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜市場	西三柳 " 鳥取県中小家畜試験場	米子市勝田町 米子	淀江町淀江 淀江家畜市場	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	鳥取県畜産試験場 " 松谷	倉吉市八屋 倉吉	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第二百六十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項本文に規定する昭和四十一年度の定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書の有効期間が、昭和四十二年度の定期種畜検査の日まで延長されることになつた旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市雲山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	米沢寿男	鳥取市雲山
"	川口隼成	"
"	市村光義	"
"	山口保温	"
"	山本寅治	"
"	新山喜代治	"
"	大西讓	"

監事	森岡勇治	石河虎夫	横山憲明	米沢竜胤	秋本道之
正蓮寺	正蓮寺	雲山			

任期満了により退任
就任した役員の名及び住所

理事	米沢寿男	川口隼成	市村光義	山口保温	村山寅治	新喜代治	大西譲	森岡勇治	横山憲明	福永豊久	米沢竜胤	浜田芳正
鳥取市雲山一〇一番地の一	九三	一九九	九一	一〇七	四八〇	三五七	三五	三八七	正蓮寺一四二	正蓮寺一四二	雲山一〇一	三五

昭和四十一年十二月二十一日総会において総選挙の結果当選し十二月十二日就任 任期二年
大井手用水土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	穂近始	山崎祥雄
東伯郡大栄町大字瀬戸		

監事	坂本隆春	谷口新正	南場義輝	石丸正章	山辺至宗	田中至宗
六尾	六尾	瀬戸				

任期満了に伴い退任
就任した役員の名及び住所

理事	穂近始	山崎祥雄	坂本隆春	谷口新正	南場義輝	石丸嘉寿美	山辺睿	田中正昭
東伯郡大栄町大字瀬戸四四九番地の一	六六番地の一	五六六	七六二	六尾四一五	六尾八一	瀬戸八一	五六九	九二二

昭和四十二年一月七日臨時総会による総選挙の結果当選し一月八日就任 任期二年
大口堰土地改良区

理事 千代西尾泰章 鳥取市国安

昭和四十二年二月二十五日辞任により退任
就任した役員の名及び住所

理事	浅田峰雄	鳥取市国安六七番地
----	------	-----------

昭和四十二年三月三日通常総代会に於いて補欠選挙の結果当選し三月十日就任 任期は前任者の残任期間とす。

鳥取県告示二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は、就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

秋里江津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事	奥山春治	鳥取市江津
"	山形研太郎	秋里
"	木下久七	"
"	波当根喜之	江津
"	松下頼蔵	"
"	山根徳次	"
"	沢田一夫	"
"	田中喜代蔵	"
"	小谷善之	秋里
監 事	"	"

任期満了に伴い退任
就任した役員の氏名及び住所

理 事	奥山春治	鳥取市江津六三九番地
"	山形研太郎	秋里八一四

監 事	"	"	"	"	"	"
"	木下久七	八〇九				
"	松下頼蔵	江津六二八				
"	山根徳次	六三六				
"	沢田一夫	六八八				
"	津村延吉	六二五				
"	波当根喜之	六一七				
"	小谷善之	秋里八四五				

昭和四十二年三月十八日通常総代会において選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事	岸本郁太郎	八頭郡河原町大字長瀬
"	秋山勝治	鳥取市円通寺
"	片山律寿	長谷
"	加藤重蔵	倭文
"	三田吉之	上味野
"	池田繁好	下味野
"	前田光春	野寺
"	前田清治	菖蒲
"	中井幸延	古海
"	本莊幸市	安長
"	田村幹信	徳吉
"	森本義信	秋里
"	坂本象太郎	湖山町
"	前村秀治	"
"	奥村幸一	"
"	山根幸一	"

監 事
濱 中 源 藏
近 藤 国 藏
中 村 寿 治
牧 野 千 代 藏
奥 田 平 次
布勢 賀露町
八頭郡河原町大字布袋
鳥取市倭文
西品治 賀露町

任期満了に伴い退任
就任した役員の名及び住所

理 事
岸 本 郁 太 郎
秋 山 勝 治
片 山 律 寿
加 藤 重 藏
有 田 喜 美 雄
三 田 吉 之
福 田 石 蔵
田 中 柳 八
三 村 利 夫
西 垣 久 夫
西 本 順 太 郎
徳 田 豊 蔵
田 村 政 信
森 下 支 五 郎
牧 野 千 代 藏
奥 村 秀 治
山 根 幸 一
河 上 長 利
浜 部 徳 五 郎
八頭郡河原町大字長瀬三一番の二地
鳥取市円通寺二七七番の一
長谷 九九番地
倭文 四一二番の四地
上味野二八一番地
八三
下味野一八一
服部 二四一
菖蒲 四七〇
古海 八六
八二五番の二地
安長 三六二番地
南隈 三七
晩稻 二五六
西品治二五一
湖山町五九七
一、五八一
岩吉 二二七
賀露町八六六

監 事
中 島 隆 藏
森 本 明
天 川 勇 吉
奥 田 平 次
下味野四一六
葛蒲 三三三
徳吉 一九四
賀露町八四六

昭和四十二年三月三十日通常総代会において総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

大山開拓名和町土地改良区
就任した役員の名及び住所

理 事
古 好 莊 治
鷲 見 保
松 原 鉄 治
中 土 井 増 春
足 立 照 美
美 甘 政 美
山 下 寛 実
池 口 重 太 郎
林 中 弘 光
村 木 新 三 郎
西 吉 虎 太
船 越 繁 蔵
米 谷 元
山 根 雅 夫
西伯郡名和町大字高田一、二一二番の三五一
門前六八九一〇六
六八八 一
六九一番地
六九一番の一七三
六八九番地
東坪二、四六四番の一
二、四六三 二
加茂一、二九九番地
小竹一、二九四番の七地
豊成二、二四四 七
加茂一、八〇五 二五
一、二九九番地
東坪二、四六四番の一〇地

昭和四十二年二月二十日設立認可申請人において選任し任期は第一回通常総会までとする。

鳥取県告示第二百七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年四月十一日から用途廃止した。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 平方メートル	積 積	用途
米子市荒尾字荒神前四八番一地先		一六・〇〇		道路敷
米子市米原字吉左衛門道東六拾間一一二七五番三地先から一二九二番地先まで		五八・八〇		水路敷
西伯郡岸本町吉長字中島の三、四三番四地先から字中島の一七六番二地先まで		一四三・二九		"
番一地先まで	字中島の二、七八番二地先から六五	五七・六四		"
"	字中島の三、五一番七地先	四二・九二		道路敷

鳥取県告示第二百七十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年四月十一日から用途廃止した。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 平方メートル	積 積	用途
倉吉市巖城字新市二八四番一地先から二八七番一地先まで		六一・〇二		水路敷
"	" 二七九番地先から二八九番一地先まで	五七・九三		"
から三〇七番地先まで	" 宇安田開二七七番六地先及び二六、三番地先	一四七・三一		"
"	" 二六四番地先から二六〇番一地先まで	四〇・〇八		"
"	" 字新市二八六番地先から二八九番一地先まで及び三〇七番一九地先	九〇・〇六		道路敷
"	" 二八〇番一地先から二七八番一地先	一七二・七二		"

鳥取県告示第二百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年四月十一日から用途廃止した。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 平方メートル	積 積	用途
鳥取市布勢字河徳三二〇番一地先		四六・四五		道路敷
鳥取市宮長字長堀六二番三地先		二四四・五八		水路敷

鳥取県告示第二百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年四月十二日から用途廃止した。

昭和四十二年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 平方メートル	積 積	用途
日野郡日野町字根雨ノ木三六番地先		一三・七八		水路敷

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項に規定する理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項に規定する美容師試験を次のとおり実施する。

昭和42年4月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時および場所

(1) 学科試験

日 時 昭和42年5月29日 午前9時

場 所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市角盤町2丁目 米子保健所大会議室

(2) 実地試験

日 時 昭和42年6月12日 午前9時

場 所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師たるに必要な知識および技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を

修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第56号）による中等学校の二年の課程を終了した者

(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験および実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることが出来ない。

4 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和42年5月8日から昭和42年5月19日まで（郵送のものについては、昭和42年5月19日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所

イ 県外居住者は、鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書（別記様式によること。）

イ 履 歴 書（最終学歴、養成施設の所在地ならびに実地習練を行なつた場所および期間を記載すること。）

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名および生年月日を記載したもの）

(4) 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)の1からエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

5 試験手数料およびその納付方法等

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は還付しない。

6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ナ 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

白衣および髷髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等

ク 美容師試験を受ける者

白衣、コールドパーマネットウエアー等の施術上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品

7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験に係る

モデルは、なるべく年令18才から30才までの者で、髪に著しい癖のない

ものであること。

8 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会には、15円切手を同封すること。

別記様式（B列5判）

理容師（美容師）受験願書

本籍

住所（番地および〇〇方も記入すること。）

収入証紙
はりつけ
欄

氏名
（ふりがな）
氏名

年月日生

理容師法第2条第1項（美容師法第4条第1項）に規定する理容師（美容師）試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地試験」と朱記すること。